

枕崎市地域公共交通計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、枕崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が、「枕崎市地域公共交通計画策定支援業務」を受託する事業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

本市では、令和4年3月に枕崎市地域公共交通計画を策定し、将来にわたり持続可能な公共交通体系の構築を目指して各種施策を推進してきたが、同計画の計画期間が令和8年度末で終了することから次期枕崎市地域公共交通計画を策定する。

本市における65歳以上の老年人口割合は、41.0%（令和2年国調）に達し、県平均（32.5%）、全国平均（28.8%）と比較しても高齢化が進行しており、今後20年間で生産年齢人口のさらなる減少と、高齢化の進展が見込まれている。

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせない存在であるが、人口減少等に伴う利用者の減少、深刻な運転士不足、人件費や燃料費の高騰等により、公共交通サービスの維持・確保がより一層厳しさを増している。

このようなことから、今後の地域公共交通需要に対応するため、市全域においてより効率的で持続可能な公共交通体系を構築することが喫緊の課題となっており上位計画である第7次総合振興計画や都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図りつつ、次期枕崎市地域公共交通計画の策定を目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

枕崎市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「枕崎市地域公共交通計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について本市及び受託事業者の双方で確認を行う。

(3) 業務の委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 契約上限金額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 令和5年度以降に、都道府県または市区町村（市町村が主体となる地域公共交通に係る法定協議会を含む）が発注した地域公共交通に関する同種業務を元請として遂行した実績を有し、かつ、鹿児島県内の自治体における地域公共交通計画その他これに準ずる交通計画の策定業務の実績を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

ウ 参加表明書の提出時において、国や地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。

エ 地域公共交通施策に係る法務及び財務、その他に関する知識を有しており、本業務の実施に当たり、協議会との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。

オ 銀行取引停止処分をうけていないものであること。

カ 国税・都道府県税及び市税等の滞納がないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

ク 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び枕崎市暴力団排除条例第2条（平成24年枕崎市条例第18号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

（2）費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

（3）複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

（4）配布資料（本市ホームページからダウンロードすること。）

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式第1～4号（参加表明書、企画提案書提出届、見積書、質問書）

4 日程

実施内容	日 程	様式
公表（ホームページへの掲載）	令和8年6月15日（月）	
質問書の提出期限	令和8年6月19日（金）	
質問回答（ホームページへの掲載）	令和8年6月23日（火）	
参加表明書の提出期限	令和8年6月26日（金） 午後5時15分必着	様式第1号
提案書、見積書の提出期限	令和8年7月3日（金） 午後5時15分必着	様式第2～4号、提案書ほか一式
審査の実施（プレゼンテーション）	令和8年7月16日（木）	
選定結果の通知・公表	令和8年7月中旬～下旬	
契約の締結	令和8年7月下旬	

※事前説明会は実施しない。

※「審査の実施（プレゼンテーション）」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

5 質問の受付

（1）質問書の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第4号）
- イ 提出期限：4日程に記載のとおり
- ウ 提出方法：電子メールにより送信し、必ず着信を電話で確認すること。
- エ 提出先：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp
（枕崎市地域公共交通活性化協議会事務局（枕崎市企画調整課企画調整係）
電話0993-76-1089）
- オ 回 答：文書回答（ホームページへの掲載）

6 企画提案書の提出

（1）提出期限：4日程に記載のとおり

（2）提出方法：持参又は郵送

※持参の場合、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (3) 提出先：〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
枕崎市地域公共交通活性化協議会事務局（枕崎市企画調整課企画調整係）

(4) 提出書類

内 容	部 数
①参加表明書（様式第1号）	1部
②企画提案書提出届（様式第2号）	10部
③会社案内（任意様式）	10部
④見積書（総額及び内訳） （総額：様式第3号、内訳：任意様式）	10部
⑤業務実績一覧（任意様式）	10部
⑥企画提案書（任意様式 A4版（縦横問わず）で統一して作成） ※別紙仕様書に示す2業務委託内容に関する提案を含むこと。	10部
⑦業務工程予定表（任意様式、A4版） ※履行期間中における業務スケジュールを作成すること。	10部
⑧その他書類 ・定款又は寄附行為 ・財務諸表等参加者の直近の経営状況を確認できるもの	10部
⑨①～⑧までの書類をまとめた電子データ ※電子データは、word、Excel、PowerPoint又はPDFで作成	

(5) 作成上の注意点

- ア 書類はステープルや製本テープで留めず、クリップ留めにて提出すること。
- イ 提案は一参加者につき、一案のみとする。

7 選定方法

- (1) 参加者から提出された書類について参加要件審査後、プレゼンテーションを実施し、契約の相手方となる受託候補者と次点者を選定する。
- (2) プレゼンテーションへの参加者は3名以内（本業務に携わる者）とし、一参加者につき提案時間を20分、質疑応答時間を10分とする。

- (3) 参加者が1者となった場合は、審査の結果、一定以上の評価（総得点の6割）があれば、受託候補者とする。
- (4) 受託候補者が選定以後に、失格事項に該当すると認められた場合、本市と受託候補者による本業務委託締結交渉が不調となった場合または、都合により辞退した場合は、次点者と契約交渉を行う。

8 審査

提案書の審査は、次のとおり行う。

(1) 審査会の設置

企画提案書等の審査及び評価並びに受託候補者の選定を行うため、枕崎市地域公共交通計画策定支援業務受託候補者選定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査基準

審査会が、別紙「審査基準」に基づき、提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

(3) 審査の結果は参加者に文書で通知する。

9 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が整わない場合や受託候補者が失格要件に該当した場合には、市は受託候補者との協議を打ち切り、次点者と交渉するものとする。

10 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- (3) 見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。
- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

11 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (2) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書が無償で複製し、使用することができるものとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (5) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (6) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査の実施（プレゼンテーション）前までに辞退届（任意）を提出すること。

12 担当窓口

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地

枕崎市地域公共交通活性化協議会事務局（枕崎市企画調整課企画調整係）

電話：0993-76-1089

E-mail：kikakutyosei@city.makurazaki.lg.jp（企画調整係共用）

○審査基準表

審査項目	評価事項	主な評価基準	基準点	換算値	評価点
業務履行	実施体制及び受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制、管理責任者が明確になっており、適切な人員配置となっているか。 ・同種又は類似業務の実績があり、確実な業務の実施が見込めるか。 	5		
	業務工程	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施フロー及びスケジュールは妥当か。 	5		
提案内容	提案内容の地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、枕崎市の地域性を考慮したものとなっているか。 	30		
	提案内容の具体性・実現性（調査内容・分析方法等）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の公共交通の現状・課題を的確に把握できる調査内容となっているか。また施策の実現可能性はあるか。 ・アンケート結果等含め、得られたデータを分析する手法は適切か。 	30		
	提案内容の将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、人口減少、観光需要、通学需要などの将来予測を踏まえた提案となっているか。 	20		
見積書及びその内訳	見積書の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額が提案内容と妥当な金額であるか。 	10		

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	評価に値しない
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点＝基準点×換算値